



2021年9月21日

各位

会社名 株式会社 ホープ  
 代表者名 代表取締役社長兼CEO 時津孝康  
 (コード番号: 6195 東証マザーズ・福証Q-Board)  
 問合せ先 取締役 CFO 大島研介  
 (TEL. 092-716-1404)

**第三者割当による株式及び行使価額修正条項付第11回新株予約権  
 の発行に係る払込完了に関するお知らせ**

当社は、2021年8月27日(以下「発行決議日」といいます。)開催の取締役会決議及び2021年9月2日(以下「条件決定日」といいます。)付の取締役会決議に基づく第三者割当による新株式(以下「本株式」といいます。)及び第11回新株予約権(以下「本新株予約権」といいます。)の発行に関し、本日、予定どおり本株式の発行価額の総額(150,079,800円)及び本新株予約権の発行価額の総額(12,050,000円)の払込が完了したことを確認いたしましたので、お知らせいたします。

なお、本株式及び本新株予約権の発行に関する詳細は、発行決議日付「第三者割当による株式、行使価額修正条項付第11回新株予約権及び無担保社債(私募債)の発行に関するお知らせ」及び条件決定日付「第三者割当による株式及び行使価額修正条項付第11回新株予約権の発行条件等の決定に関するお知らせ」をご参照ください。

記

1. 本株式の概要

|                       |  |
|-----------------------|--|
| (1) 払込期日              | 2021年9月21日   |
| (2) 発行新株式数            | 276,900株   |
| (3) 発行価額              | 1株につき542円  |
| (4) 資金調達額             | 148,079,800円(注)  |
| (5) 資本組入額             | 1株につき271円  |
| (6) 資本組入額の総額          | 75,039,900円  |
| (7) 募集又は割当方法<br>(割当先) | 第三者割当の方法により、以下のとおり割り当てます。<br>株式会社メディア4u: 92,300株<br>トリプルワン投資事業組合: 184,600株 |
| (8) その他               | 金融商品取引法による届出の効力は2021年9月18日に発生しております。                                       |

(注) 資金調達額は、本株式の発行価額の総額から、本株式の発行に係る諸費用の概算額を差し引いた金額です。

2. 本新株予約権の概要

|                      |   |
|----------------------|---|
| (1) 割当日              | 2021年9月21日  |
| (2) 新株予約権の総数         | 50,000個   |
| (3) 新株予約権の発行<br>価額   | 総額12,050,000円(本新株予約権1個当たり金241円)   |
| (4) 当該発行による<br>潜在株式数 | 潜在株式数: 5,000,000株(新株予約権1個当たり100株)<br>上限行使価額はありませぬ。<br>本新株予約権の下限行使価額は270円ですが、下限行使価額においても、潜在株式数は5,000,000株です。 |
| (5) 資金調達額            | 2,414,050,000円(注)   |
| (6) 行使価額及び           | 当初行使価額: 482円  |

|                       |  |
|-----------------------|--|
| その修正条件                | 行使価額は、本新株予約権の各行使請求に関して本新株予約権の発行要項に基づきなされる通知を当社が受領した日（但し、最初に当該通知を受領した日を除きます。）の直前取引日の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値（同日に終値がない場合には、その直前の終値とします。）の90%に相当する金額（円位未満小数第3位まで算出し、小数第3位の端数を切り上げた金額）に修正されますが、その価額が下限行使価額を下回る場合には、下限行使価額を修正後の行使価額とします。 |
| (7) 募集又は割当方法<br>(割当先) | 第三者割当の方法によりマッコーリー・バンク・リミテッド（以下「新株予約権割当先」といいます。）に割り当てます。  |
| (8) その他               | 当社は、新株予約権割当先との間で、本新株予約権に係る買取契約（以下「本買取契約」といいます。）を締結いたしました。本買取契約においては、新株予約権割当先が当社取締役会の事前の承諾を得て本新株予約権を譲渡する場合、新株予約権割当先からの譲受人が本買取契約の新株予約権割当先としての権利義務の一切を承継する旨、及び本新株予約権の行使期間中、新株予約権割当先が本新株予約権を行使することができない期間を合計4回まで定めることができること等が定められています。   |

(注) 資金調達額は、本新株予約権の発行価額の総額に、本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の総額を合算した額から、本新株予約権の発行に係る諸費用の概算額を差し引いた金額です。なお、本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の総額は、全ての本新株予約権が当初の行使価額で行使されたと仮定した場合の金額です。行使価額が修正又は調整された場合には、資金調達の額は変動いたします。また、本新株予約権の行使期間内に全部若しくは一部の本新株予約権の行使が行われない場合又は当社が取得した本新株予約権を消却した場合には、資金調達の額は減少します。

以 上